給与所得者等再生による再生手続開始

平成２４年（再ロ）第５号

埼玉県川口市南鳩ヶ谷４丁目15番５―304号

再生債務者　林　　雅司

1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年７月18日まで

4　一般異議申述期間　平成24年８月１日から平成24年８月８日まで

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２４年（再ロ）第３号

埼玉県川越市南台３丁目９番地７　ダイアパレス川越南台304号室

再生債務者　玉川　琢二

1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年７月18日まで

4　一般異議申述期間　平成24年８月１日から平成24年８月８日まで

さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（再ロ）第３号

神戸市西区今寺30番地の11

再生債務者　寺西　悦男

1　決定年月日時　平成24年６月28日午後４時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年７月19日まで

4　一般異議申述期間　平成24年８月２日から平成24年８月９日まで

神戸地方裁判所明石支部再生係

平成２４年（再ロ）第３７号

大阪府東大阪市若江西新町４丁目９番15号

再生債務者　村島　政孝

1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年７月25日まで

4　一般異議申述期間　平成24年７月30日から平成24年８月13日まで

大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再ロ）第２号

新潟県村上市飯野西２番40号

再生債務者　桑原　　猛

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年６月８日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年７月19日まで

平成24年６月28日

新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（再ロ）第２０号

大阪市平野区長吉川辺４丁目１番56―90号

再生債務者　川田　貴裕

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年６月15日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年７月25日まで

平成24年６月27日

大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再ロ）第２２号

埼玉県川口市朝日６丁目５番14号

再生債務者　伊藤　　昇

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年６月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年６月28日

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２３年（再ロ）第１０１３８号

神奈川県横浜市戸塚区汲沢町376―23

再生債務者　松田　康男

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年６月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年６月26日

東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第１０１４３号

埼玉県熊谷市村岡657―５

再生債務者　笠石　利之

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年６月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年６月26日

東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第１３号

三崎市三崎区境町16番９号

再生債務者　押山　美雄

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年６月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年６月27日

横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（再ロ）第２６号

堺市美原区小平尾917番地７

再生債務者　岩野　信夫

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年６月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年６月27日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

会社公告

合併公告

平成二十四年六月二十九日開催の通常総会並びに平成二十四年六月三十日開催の甲の乙の通常総会において、左記組合は合併して甲は乙の権利義務一切を承継して存続し乙は解散することを決議したので、この決議に対し異議のある債権者は、平成二十四年八月十日までにお申し出下さい。

なお、左記組合の財産目録及び貸借対照表は当該組合の主たる事務所に備え置いています。

記

水産業協同組合法第六十九条において準用する同法第五十三条の規定により公告します。

平成二十四年七月六日

長崎県南松浦郡新上五島町青方郷二二七三番地

（甲）上五島町漁業協同組合

代表理事組合長　近藤　　守

長崎県南松浦郡新上五島町飯ノ瀬戸郷七守口

（乙）飯ノ瀬戸漁業協同組合

代表理事組合長　坂口　　寛

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のＪＣＢブランドにかかるクレジットカード事業（カード発行事業および加盟店事業の双方を含む。）に関する権利義務を承継し、乙はこれを承継させることにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十四年八月十六日であり、甲は会社法第七九六条第三項に基づき株主総会の承認決議を経ずに決議しており、乙の株主総会の承認決議は平成二十四年五月一日に終了しておりますす。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年六月十八日

掲載貢　一九一頁（号外第一四一号）

（乙）掲載紙　奈良新聞

掲載の日付　平成二十四年七月二日

掲載貢　三頁

平成二十四年七月六日

東京都港区南青山五丁目一番二二号

（甲）株式会社ジェーシービー

代表取締役　川西　孝雄

奈良県生駒市東生駒一丁目六一番地七

（乙）南都カードサービス株式会社

代表取締役　今西　武史